

# 山口県報

平成25年  
6月28日  
(金曜日)

## 目次

規則  
 現業職員の給与の臨時特例に関する規則(人事課)……………  
 知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則(人事課)……………  
 企業管理規程……………  
 山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……………



現業職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第四十三号

現業職員の給与の臨時特例に関する規則

(給料の特例)

第一条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県規則第七十八号。以下「規則」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)に対する給料月額(当該職員が規則第十条の規定により一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)附則第二項の規定が準用される者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、その額に百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減

ずる。

(給料以外の給与の特例)

第二条 特例期間においては、規則第九条第一項の規定の適用については、同項中「条例」とあるのは、「条例及び一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第一条の規定」とする。

2 前項の場合において、職員に対する地域手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、同項の規定により読み替えて適用される規則第九条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号。以下「臨時特例条例」という。)(第一条第二項第二号から第四号までの規定の適用については、これらの規定中「当該職員の支給減額率」とあるのは、「百分の四・七七」とする。

(給与の減額の特例)

第三条 特例期間においては、規則第十条の規定の適用については、同条中「附則第二項」とあるのは、「附則第二項並びに一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第一条第三項及び第四項」とする。

2 前項の場合において、職員の給与の減額に当たっては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十条において準用する臨時特例条例第一条第三項及び第四項中「当該職員の支給減額率」とあるのは、「百分の四・七七」と読み替えるものとする。

(休職者の給与の特例)

第四条 特例期間においては、規則第十一条の規定の適用については、同条中「第十九条」とあるのは、「第十九条及び一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第一条第二項第五号」とする。

2 前項の場合において、休職者に対する給与の支給に当たっては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十一条において準用する臨時特例条例第一条第二項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは、「現業職員の給与の臨時特例に関する規則(平成二十五年山口県規則第四十三号)第一条及び同規則第二条第一項の規定により読み替えて適用される現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県規則第七十八号)第九条第一項の規定によりその例によることとされる前三号」と、同号口からホまでの規定中「前項及び第二号」とあるのは、「現業職員の給与の臨時特例に関する規則第一条及び同規則第二条第一項の規定により読み替えて適用される現業職員の給与に関する規則第九条第一項の規定によりその例によることとされる第二号」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与の特例)

第五条 特例期間においては、規則第十二条の規定の適用については、同条中「第四条」とあるのは、「第四条及び一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第七条」とする。

2 前項の場合において、公益的法人等へ派遣された職員に対する給与の支給に当たっては、同項の規定により読み替えて適用される規則第十二条の規定によりその例によることとされる臨時特例条例第七条の規定の適用については、同条中「一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第一条第一項若しくは第二項又は第二条第一項若しくは第二項」とあるのは、「現業職員の給与の臨時特例に関する規則（平成二十五年山口県規則第四十三号）第一条又は第二条」とする。

（端数計算）  
第六条 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- （施行期日）  
1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。  
（現業職員の給与の特例に関する規則の廃止）  
2 現業職員の給与の特例に関する規則（平成二十一年山口県規則第十八号）は、廃止する。

知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第四十四号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則（平成二十一年山口県規則第二十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

平成二十五年六月二十八日印刷  
平成二十五年六月二十八日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事



山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項後段を削る。

第四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第一条第二項第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第五十二号）第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等（特別支援学校の部の主事の職を占める職員を除く。）」、警察職員及び教育調整監又はやまぐち総合教育支援センターの部長の職」とあるのは、「山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）別表第三に掲げる職のうち企画監及び調整監以外のもの」とする。

附 則

この管理規程は、平成二十五年七月一日から施行する。